

払田柵の瓦はどこの屋根に葺かれていたのか

高橋 学*

はじめに

大仙市・美郷町に所在する払田柵跡^{ほったのさくあと}は、9世紀初頭（801年頃）に創建された古代出羽国の城柵遺跡である。1930年に秋田県第1号の国指定史跡となり、1974年からは秋田県教育委員会が現地に払田柵跡調査事務所を設置し、年次計画のもと継続的な発掘調査を実施している。調査の概要報告については、毎年度末に『払田柵跡調査事務所年報』を、また調査地区や遺構種別単位での正報告書『払田柵跡I～III』は3冊刊行されている⁽¹⁾。

このような秋田県の取り組みとともに、多くの研究者も払田柵跡を題材とした論考を公表している⁽²⁾。文献史学・考古学の研究者等を引きつける要因の一つには、史上に名前の登場しない「払田柵とは何か」であろう。筆者も2009年度までの11年間調査事務所に勤務し、払田柵跡の調査、年報・報告書作成と共に、多少なりとも「払田柵」についての普及活動や小論発表を行ってきた⁽³⁾。いろいろなテーマ設定を心がけたつもりではあったが、どうしても取り上げることのできなかつたものがある。瓦である。出土量は極めて少ないものの、渦巻き文叩きという独創的な意匠をもつ瓦の存在は払田柵を特徴づける遺物である。しかし、現在までその機会を逸していたのである。それは出羽国北半（秋田県）における古代瓦の出土地が、①秋田城跡と周辺関連遺跡・窯跡⁽⁴⁾、②払田柵跡と周辺関連遺跡⁽⁵⁾、③横手市十三塚遺跡・伝金沢地区⁽⁶⁾に限定され⁽⁷⁾、比較検討材料が少ないことにも起因する⁽⁸⁾。

払田柵跡出土の瓦は表採分を含め総数605点を確認している。瓦の出土量を土器類との重量で比較すると、土師器、須恵器、瓦三者の合計重量は2,836kg（概数、2009年度第140次調査までの総計）であり、土師器：2,091kg（74%）、須恵器：650kg（23%）、瓦：95kg（3%）の割合となる。土師器・須恵器との重量比では、瓦はわずかに3%にすぎないのである。

本稿では、払田柵跡の数少ない瓦がいつ、どこの施設に葺かれていたのかについて特定を試みたい。なお、遺跡の概要については、紙数の関係で省略するが、註1文献等を参照いただきたい。

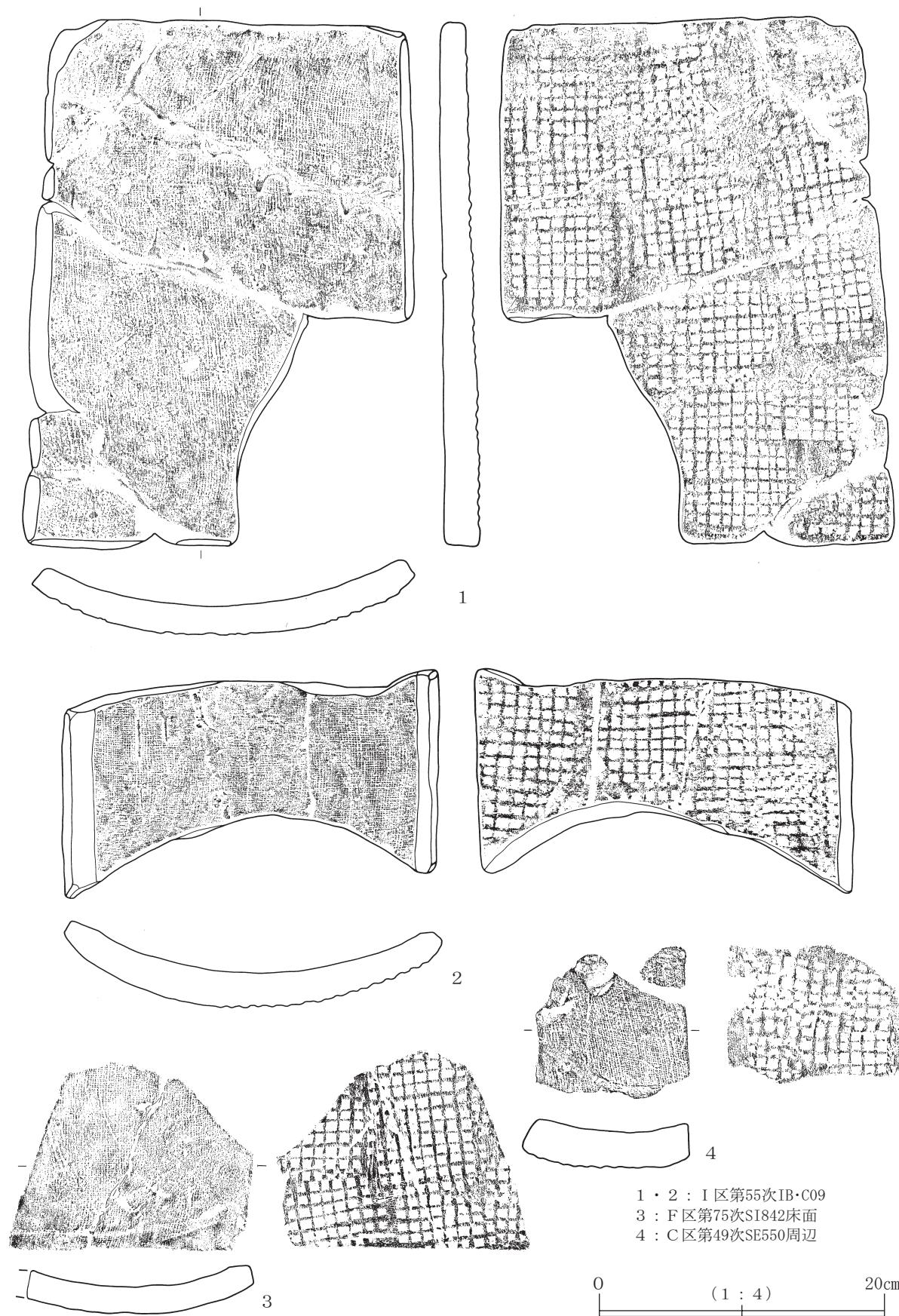
1 出土瓦の特徴

払田柵跡から出土した瓦には、平瓦と丸瓦があり、1点のみであるが熨斗瓦^{のし}が確認されている。その一方で、軒先を飾る軒平瓦、軒丸瓦は全く認められない。

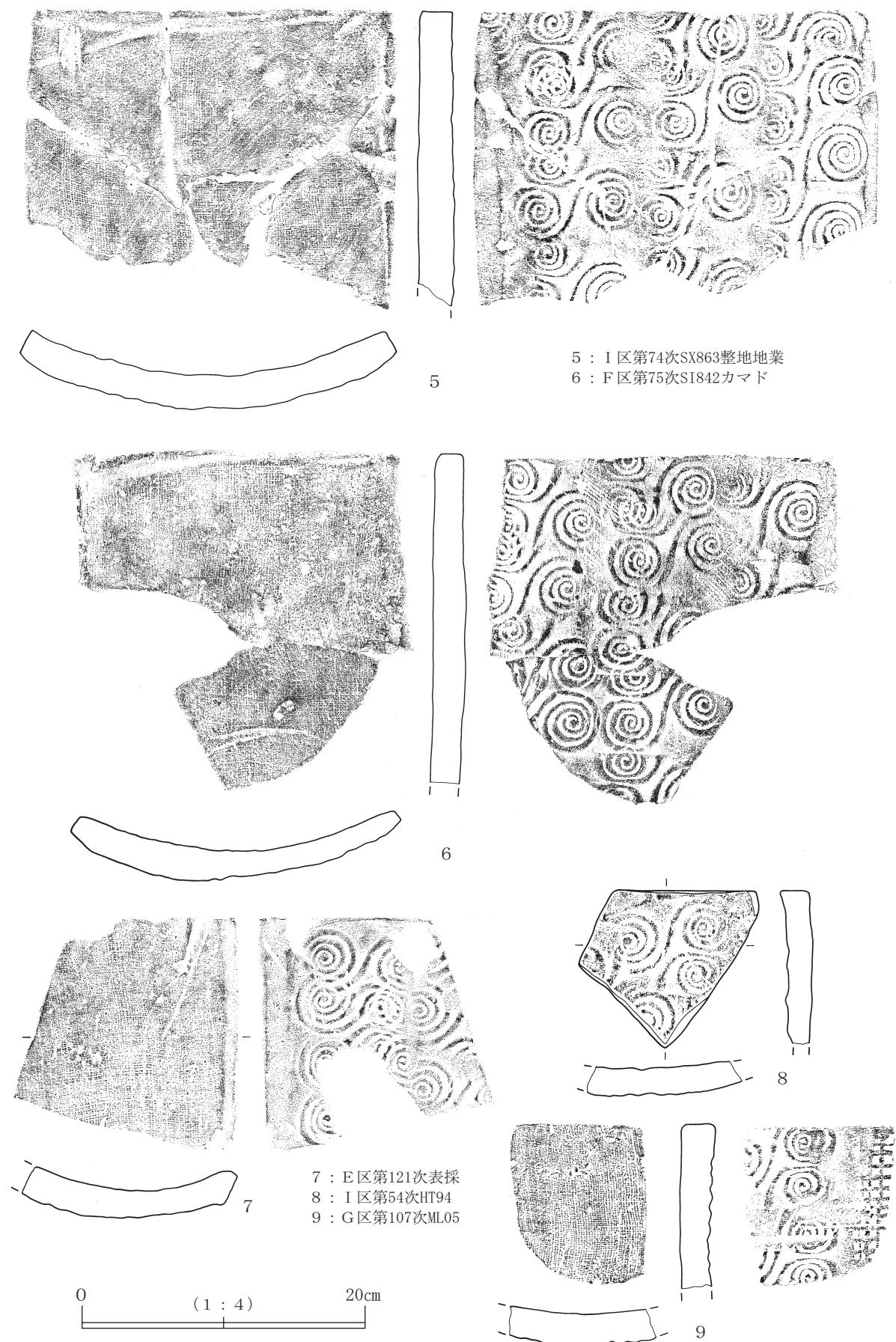
（1）平瓦（第1・2図1～9）

平瓦は1枚作りで、凸面の文様（叩き目痕跡）は、正格子目文（A類、1～3）と渦巻き文（B類、5～8）の2種に限定される。ただし、1点にはA・B類両者の文様が並列押印されている（C類、9）。C類瓦の存在から、A・B両類瓦は同一工人集団により製作されていたと判断される。各類瓦は、叩き目表出後に側面と小口面に細長いケズリ整形（面取り）が付されるが、凸面文様を大きく消去するような意識的なケズリやナデは観察されない。端部の面取りは側面では凹凸2面からであるも

*秋田県埋蔵文化財センター主任学芸主事



第1図 出土瓦(1) 平瓦A類・煎斗瓦

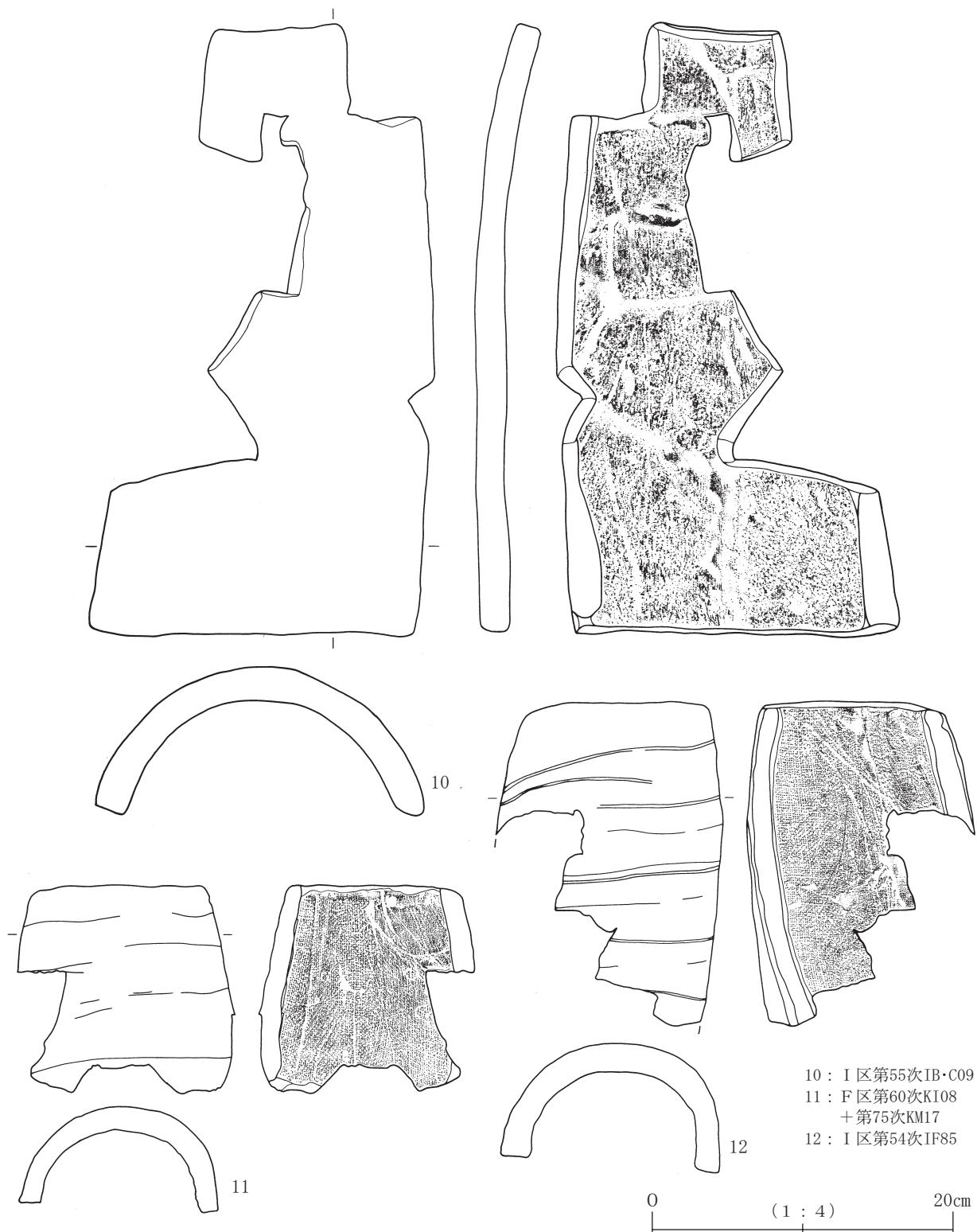


第2図 出土瓦(2) 平瓦B・C類

の（2・7など）と凹面のみ（3など）の両者があり、小口面では凹面のみである。

凹面は、布目痕が明瞭に観察され、布目の縫い合わせ痕や糸切り痕（3）も見られる。

平瓦の法量は、A類の1から復元すると、長さ37.4cm、幅（広端、図示面下端幅）図上復元27.6cm、狭端（図示面上端幅）^{せまはし}^{ひろはし}（9）25.5cmの長方形である。2の幅も26.8cmであることから、広端は27cm（9寸）幅を意識して製作されたと見られる。B類は長さの復元ができる個体はないが、5の幅は27.2cmであ

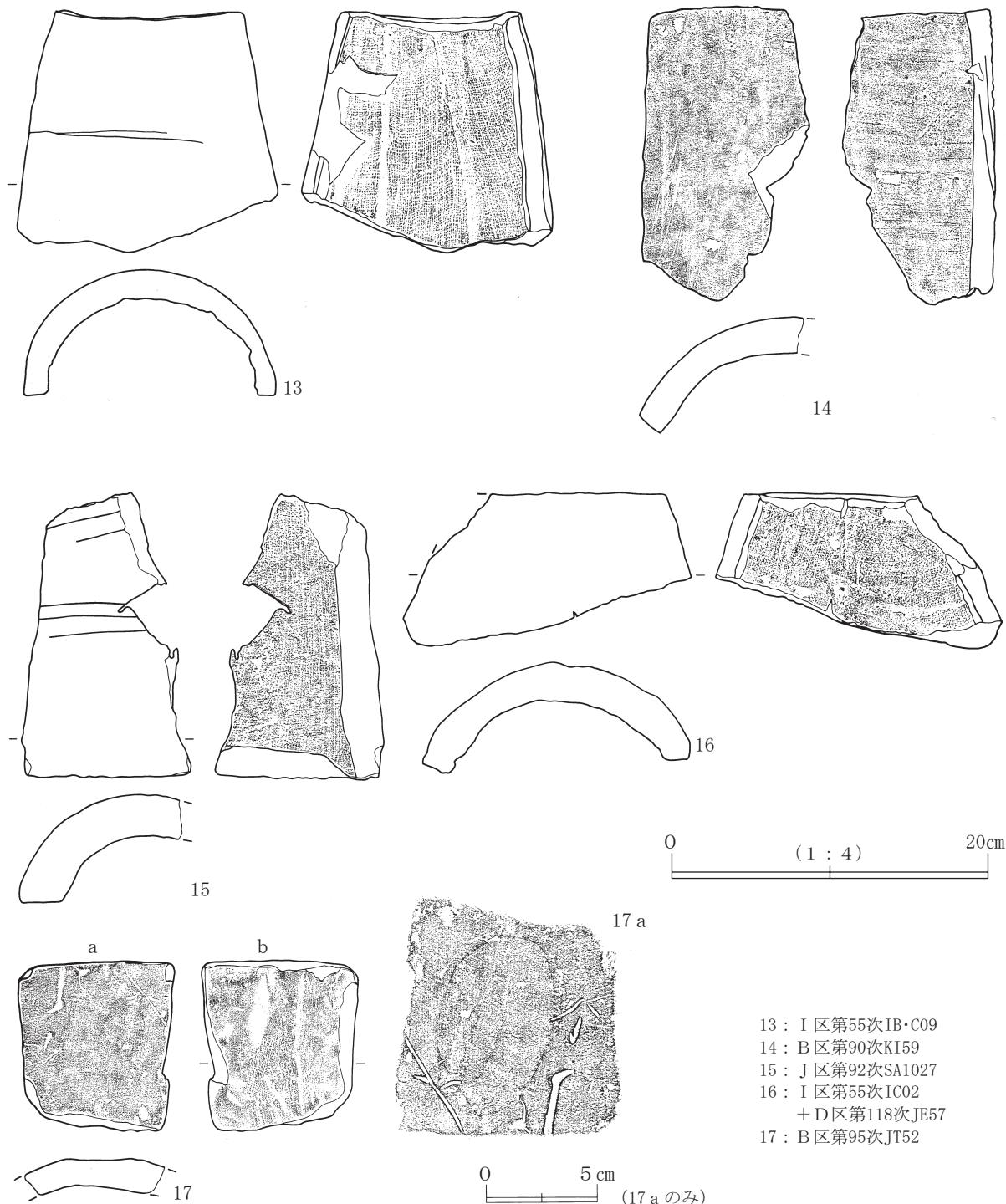


第3図 出土瓦(3) 丸瓦1

り、A類と同規格である。ただし、6は幅23.7cm（8寸）であり、全てが同一規格に揃えられていない。瓦の厚さは、おおむね2.0～2.5cmである。

重量は、1での復元重量が2,950gであり、平瓦1枚あたりの重量を約3kgと見ておきたい。

色調は、灰白色系が多く（全体の2/3）、灰黄褐色系は全体の1/4程である。焼成は、良好～やや不良である。灰白色系の瓦でも焼成が良好なものと、触ると表面の胎土が手に付着するような焼成不良の個体が混在する。



第4図 出土瓦(4) 丸瓦2

(2) 丸瓦（第3・4図10～17）

丸瓦は、凸面全体がケズリ・ナデ整形され、叩き目（文様）の有無は不明である（D類）。ただし、いくつかの個体にはナデ整形後に長軸に直交するように細い沈線が1～2条付される（11～13、15）。沈線は弱く・浅く、規則性に欠け、文様としての意図的な施文とは言い難い。

凹面は、布目痕が観察され、模骨痕（13）も見られる。14は製作台から取り上げ後に凹面の布目を消去するようなナデが加えられ、その後、側面・小口面にケズリ（面取り）を施す。端部の面取りは側面では凹凸2面からあるもの（12・13・16）と凹面のみ（11・14・15）の両者があり、小口面の残る個体には凹面のみに面取りが認められる。17は小片ではあるが凸面（17a）に焼成前に文字あるいは記号状の刻書（「个」など）が認められる。

丸瓦の法量は、唯一形状が知られる10から復元すると、長さ41.0cm、広端幅22.2cmの長方形（台形状）である。狭端幅は、11～13から12.0cmの規格に揃えられていたのかもしれない。瓦の厚さは2.0～2.5cm程にまとまるが、平瓦よりばらつきが大きく、薄いものでは1.0cm、15は2.8cmである。

重量は10で現況2,620gであることから、丸瓦も1枚約3kgと見ておきたい。

色調は、平瓦と同様に灰白色系が多いが、灰青色系が一定量含まれる。平瓦に認められた灰黄褐色系は少数に留まる。灰青色系瓦は焼成が格段によく、須恵器を思わせる仕上がりであり、重量感もある。12・16は焼成時の歪みが大きく、製品としての安定感（すわり）に欠けていたと思われる。

(3) 熨斗瓦（第1図4）

平瓦・丸瓦以外の瓦には、道具瓦のひとつである熨斗瓦が1点確認された。4は平瓦A類を焼成前に長軸に並行するように切断加工したものであり、幅は11.8cmである。端部の加工痕を観察すれば、図示（凹面）右側面を切断したと判断される。なお、平瓦A類2の図示面下が緩い弧状を呈しているが、これは焼成後に加工した可能性も考えられる。

以上、出土瓦の特徴については、秋田城跡出土例⁽¹⁰⁾と比較を兼ねて第1表に、分類毎の色調について第2表にまとめた。

(4) 出土量・比率

分類毎の出土点数、重量、その比率等を第3表に一覧する。隅数とは出土した瓦に小口面と側面の交点部（=隅）が認められる数を指す。これは瓦の個体数を推測するために項目に加えたものであり、数の上では隅数4で1個体となる。これに従うと、平瓦（熨斗瓦を含む）の隅数は34であり8.5枚、丸瓦は隅数47で11.75枚となる。また、平・丸瓦の1個体あたりの重量を3kgとすると、出土総重量が約95kgであることから、出土総数はわずか約32枚分となる。

さらに表を一覧して気になる点は平瓦と丸瓦の出土比率がほぼ同じであることである。一般的に本瓦葺き⁽¹¹⁾の場合、平瓦と丸瓦の比率は、前者が後者を大きく上回るはずである。平瓦は葺き重ねがあるからである。この出土比率こそが払田柵における瓦の葺き形を推定する鍵となるのかもしれない。

また、特徴的な渦巻き文（B類）をもつ平瓦は少数であることが数字として明確になった。平瓦に占めるB類の割合は、17%程である。

第1表 扉田柵跡と秋田城跡の出土瓦属性一覧

種類		払田柵跡	秋田城跡（創建期）	秋田城跡（8世紀末・9世紀初頭～）
平瓦	凸面	正格子目叩、渦巻き文叩、正格子目+渦巻き文1個体あり	縄叩き目。ナデ（擦り消し）・ケズリの二次調整は少ない	縄叩き目、斜格子叩き目（大小2種あり）、ナデ（擦り消し）・ケズリの二次調整は少ない
	凹面	布目痕、糸切り	布目痕、糸切り、模骨痕	布目痕、糸切り
	製作技法	一枚作りのみか	一枚作り、一部に桶巻き作りか	一枚作り
丸瓦	凸面	ナデ、ケズリ（無文）→浅い沈線（1～2条単位）が付される個体もあり	縄叩き目→ナデ	縄叩き目→ナデ、斜格子叩き目→ナデ（1個体のみ）
	凹面	布目痕、模骨痕	布目痕	布目痕
	形状	無段のみ	無段のみ	無段・有段（玉縁付）あり
	製作技法	紐巻作り、板巻作り	紐巻作り、板巻作り	紐巻作り、板巻作り。無段・有段とも両者確認
熨斗瓦		正格子目叩1個体のみ	少量あり	少量あり
軒丸瓦		×	×	十五葉細弁蓮華文、單弁蓮華文の2種。後者は「積み上げ技法成形台一本造り」であり、2個体のみの確認
軒平瓦		×	×	×
鬼瓦		×	×	破片と考えられるもの出土
備考		焼成前に刻書文字・記号のある丸瓦1点あり	秋田「出羽柵」創建期。天平5年（733）～天平宝字3年（759）以前 写真6（復元された外郭東門参照）	斜格子目瓦の一部に「高水」「秋田瓦」「秋」の陽刻文字あり。「秋」は2書体。9世紀第2四半期頃までは主要殿舎屋根には瓦が葺かれていたと想定

第2表 出土瓦の色調

	平瓦A類	平瓦B類	平瓦C類	丸瓦	不明	計
灰青色系	6	0	0	120	0	126
灰黄褐色系	56	15	0	17	4	92
灰白色系	154	28	1	133	16	332
判別不能	11	2	0	8	34	55
計	227	45	1	278	54	605

灰青系は明度が低く（黒に近づく）、彩度（色み鮮やかさ）も低い色調
 灰黄褐色系は明度・彩度ともにやや高く、明褐・橙・赤系を含む
 灰白系は明度が高く、彩度が低い色調

第3表 分類別の出土瓦集計表

※A～C：平瓦A～C類、D：丸瓦、E：不明（Aに熨斗瓦含む）

分類1	点数	点数比率	重さ(g)	重量比率	隅数	分類2	点数	点数比率	重さ(g)	重量比率
平瓦	272	45.00%	42,410g	44.50%	33	A	227	37.50%	34,907g	36.70%
丸瓦	278	45.90%	49,687g	52.20%	47	B	45	7.40%	7,515g	7.90%
熨斗瓦	1	0.20%	382g	0.40%	1	C	1	0.20%	370g	0.30%
不明	54	8.90%	2,747g	2.90%	—	D	278	46.00%	49,687g	52.20%
合計	605	100%	95,226g	100%	81	E	54	8.90%	2,747g	2.90%
						合計	605	100%	95,226g	100%

第4表 遺構群の時期と主要施設の変遷対応表

政庁	外郭線	政庁東方	時期	政庁主要施設	政庁規模	政庁東方地区施設	外郭施設	外柵施設
（直前）	なし	（直前）	9世紀初頭直前	（工人等の豊穴建物）	なし	（工人等の豊穴建物）	なし	なし
I-A期	A期		9世紀初頭～前半	正殿、東西脇殿、板塀区画 政庁南・北門、東西前殿	63.0×63.0m	掘立柱建物	築地+材木塀+石壘+門+櫓状建物	材木塀+門+櫓状建物
			B期			豊穴建物		
			C期			掘立柱建物+板塀		
II期	B期		9世紀中頃	上記に政庁東・西門が 新たに付加	64.1×56.6m	豊穴建物	材木塀+門+櫓状建物	?
			D期			材木塀+門+櫓状建物		
III期	C期	E期	10世紀初頭～前半	上記に北西・北東建物 が新たに付加	64.1×75.8m	掘立柱建物+板塀	材木塀+門+櫓状建物	なし
				上記から政庁東・西門が欠落	63.3×75.8m	掘立柱建物+板塀		
IV期	D期	F期	10世紀中頃～後半	上記から北西・北東建物が欠落	59.5×55.0m	掘立柱建物+板塀	材木塀+門+櫓状建物	
				上記から北西・北東建物が欠落				

〔A区〕

〔B区〕

東西×南北

2 瓦の分布・出土状況

瓦の出土地点をグループ分けして図示すると、第5図のようになる。政庁の位置する長森地区に集中し〔A～I区〕、外柵南門周辺〔J区〕にもまとまりが認められる。外柵南東部〔K区〕と真山丘陵部〔L区〕は各1点の出土である。長森地区に瓦が集中することについては、発掘調査対象地が同地区に偏っている点は否定できないが、それでも主要建物や門、区画施設（築地・石塁・材木塀）が検出されている区域と重複することは指摘しておきたい。

各地区毎の分布概要は次のとおりである。なお、遺構群の時期と主要施設の変遷状況については、第4表にまとめたので参照いただきたい。

(1) 政府地区〔A区〕 第12・28・35・47・53次調査区

77点出土。政庁域北西部建物跡周辺57点、同北東部建物跡周辺12点、西脇殿～政府西門跡周辺6点、東前殿周辺2点であり、正殿・東脇殿周辺での出土はない。北西部では政府Ⅲ期のSB640建物跡、同IV期のSB638・639建物跡から出土している。北東部では政府Ⅱ期のSI368竪穴建物跡内出土と報告されている。77点中41点が遺構内出土である。

(2) 政府東方地区〔B区〕 第90・95・100・105次調査区

99点出土。同地区の7時期の遺構変遷（直前・A～F期）と瓦の出土を対応させると次のようにな



第5図 払田柵跡全体図と瓦出土地区

る。

直前期の竪穴建物跡（SI934）から小片であるが1点の瓦が出土している。SI934は、創建時の建物（A期）建設に伴う工人等の住居と見られ、人為的に埋め戻されている。このことから瓦は創建期直前段階に本地区内に持ち込まれていたことになる。また、A期の掘立柱建物であるSB1127には柱穴掘形や柱抜き取り穴から計18点の瓦が出土しており、A期段階にも一定量の瓦が地区内に存在していたことになる。なお、瓦はB・D・E期の遺構内からも出土しており、99点中54点は遺構内出土である。

（3）ホイド清水周辺地区〔C区〕 第49・130次調査区

12点出土。ホイド清水は政庁域外北西部に位置する井戸（SE550）である。政庁域から延びる通路の存在と出土遺物から、井戸は創建段階から終末まで断続的に利用され、現在も開口する稀有な事例である。清水周辺では多くの土器類が出土しているが、それに比較すると瓦の共伴比率は極端に低い。特に井戸内出土はわずか1点である。

（4）政庁西側地区〔D区〕 第115・118・120・122・123・126・135・137次調査区

56点出土。主に北側緩斜面部で鍛冶関係の工房群が集中する地区である。ここは9世紀後半から場の利用が開始され、10世紀前半（915年の十和田a火山灰降下直後頃）には操業実態が不明瞭となる。本地区の瓦は遺構内8点、遺物包含層（遺構外）出土48点である。なお、鍛冶に関連する祭祀遺構と推定しているSKI1484竪穴状遺構からは瓦質土器⁽¹²⁾・仏鉢（土師器）・意図的に打ち欠いたり墨を塗った須恵器坏等と共に2点の瓦（平瓦A類、丸瓦）が出土している。土器類は特異な器質・形状を示すことから瓦も意識的に選別され、ここに遺棄された可能性がある。

（5）外郭西門跡周辺地区〔E区〕 第81・85・117・119・121次調査区

83点出土。長森丘陵西端北側緩斜面部は、政庁西側地区〔D区〕と同様に鍛冶（一部鋳造）関連の工房群が位置する。操業の始期はD区より先行する9世紀中頃であり、終期は10世紀前半である。瓦は西門跡近辺が8点、残りは鍛冶関連遺構群周辺から出土している。

（6）政庁北側地区〔F区〕 第60・75・89・113・133次調査区

37点出土。政庁域外の北側、長森丘陵の北側裾部にあたる地区である。本地区内には政庁東方地区〔B区〕同様に創建直前段階の竪穴建物跡（第75次調査SI842）が確認されており、SI842から2個体（第1図3、第2図6）の瓦が出土している。3は竪穴床面上から（写真1左）、6はカマド燃焼部上で確認されており（写真1右）、竪穴が人為的に埋め戻されていることとあわせ、瓦は意図的に置かれたと推測される。

また、丘陵北側裾部には十和田a火山灰降下後に外郭東門と外郭西門間を東西に結ぶ道路が新設されるが、第133次調査Aトレーナーで確認された幅約3mの礫敷き路面（SM1818）中に瓦片が10点混在していた。

（7）外郭北門跡周辺地区〔G区〕 第2・107・111・112次調査区

59点出土。外郭北門跡近辺41点、北門跡北西側材木塀周辺10点、北門跡北東側材木塀周辺8点である。うち、北門跡北西部で材木塀に取り付く櫓状建物跡の柱穴掘形から3点の瓦が出土している。櫓状建物は7時期の変遷があり、1個体は1・2時期目のS B1203と7時期目のS B1210柱穴掘形出土片が接合した。本地区では59点中51点は遺物包含層（遺構外）出土である。

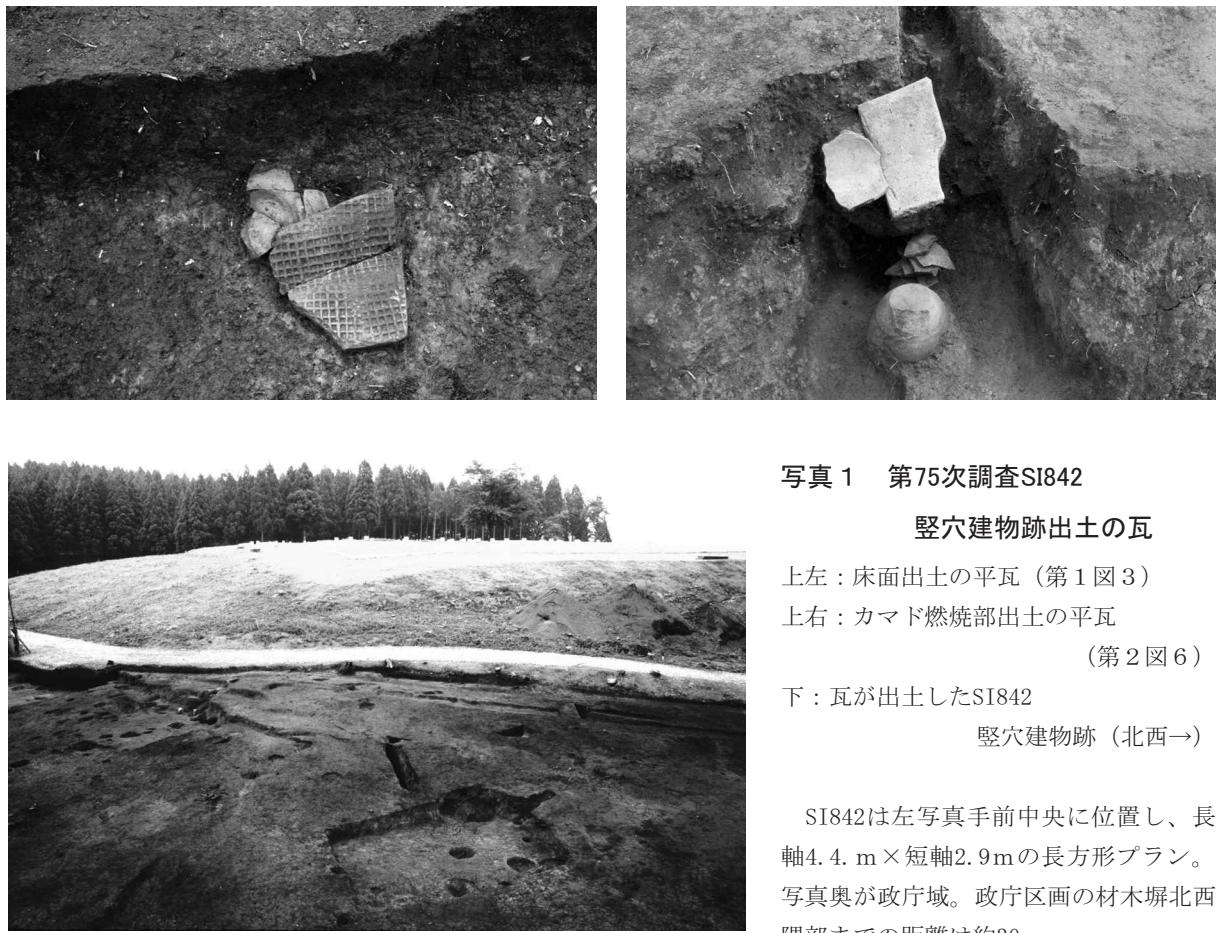


写真1 第75次調査SI842

豊穴建物跡出土の瓦

上左：床面出土の平瓦（第1図3）

上右：カマド燃焼部出土の平瓦

（第2図6）

下：瓦が出土したSI842

豊穴建物跡（北西→）

SI842は左写真手前中央に位置し、長軸4.4m×短軸2.9mの長方形プラン。写真奥が政庁域。政庁区画の材木塀北西隅部までの距離は約30m。

上右は手前の土器がカマド火床面上の支脚として利用された土師器甕（倒立して確認、原位置を保つ）。瓦は奥右側で凹面を上にして出土。カマド袖部は残存しないと報告されていることから、豊穴を遺棄・埋め立てするにあたり、支脚を残したまま袖部は撤去（破壊）し、その後に意図的に瓦や土師器等を燃焼部に置いていたと類推される。これは上右写真の床面出土平瓦も同様であり、瓦の下には土師器甕も置かれていた。

第5表 地区分別出土瓦集計表

地区	地区名称	調査面積	点数	重さ(g)	点数／面積	重さ／面積	1点あたりの重さ
A	政庁	5,489m ²	77	8,521g	0.014	1.552g	111g
B	政庁東方	3,492m ²	99	12,608g	0.028	3.611g	127g
C	ホイド清水周辺	694m ²	12	2,501g	0.017	3.604g	208g
D	政庁西側	2,470m ²	56	7,150g	0.023	2.895g	128g
E	外郭西門周辺	3,769m ²	83	10,523g	0.022	2.792g	127g
F	政庁北側	3,932m ²	37	5,614g	0.009	1.428g	152g
G	外郭北門周辺	2,698m ²	59	9,730g	0.022	3.606g	165g
H	外郭東門周辺	2,593m ²	18	4,131g	0.007	1.593g	230g
I	外郭南門周辺	6,357m ²	101	27,397g	0.016	4.310g	271g
J	外柵南門周辺	3,389m ²	56	5,944g	0.017	1.754g	106g
K	外柵南東部	2,305m ²	1	322g	0.000	0.140g	322g
L	真山丘陵部	250m ²	1	116g	0.004	0.464g	116g
不明		-	5	669g	-	-	134g
合計		37,438m ²	605	95,226g	0.016	2.544g	平均157g

(8) 外郭東門跡周辺地区〔H区〕 第9・61・68次調査区

18点出土。東門跡近辺11点、東門跡北・北西側7点である。後者は東門に接続する材木塀及び櫓状建物跡周辺出土である。出土点数はC区に次いで少なく、点数／調査面積比では最も低い。

(9) 外郭南門跡周辺地区〔I区〕 第13・42・54・55・62・65・74・93・94・114次調査区

101点出土。南門跡近辺80点、南門南東側建物跡周辺8点、南門南西側建物跡周辺5点、その他8点である。本地区の特徴は、瓦は南門近辺に集中することと、1点あたりの重量にある。瓦の重量は



写真2 外郭南門跡周辺の状況

上右：外郭南門跡（南→）

門の手前（大路寄り）には5段の石段が確認された。写真奥が政府域。

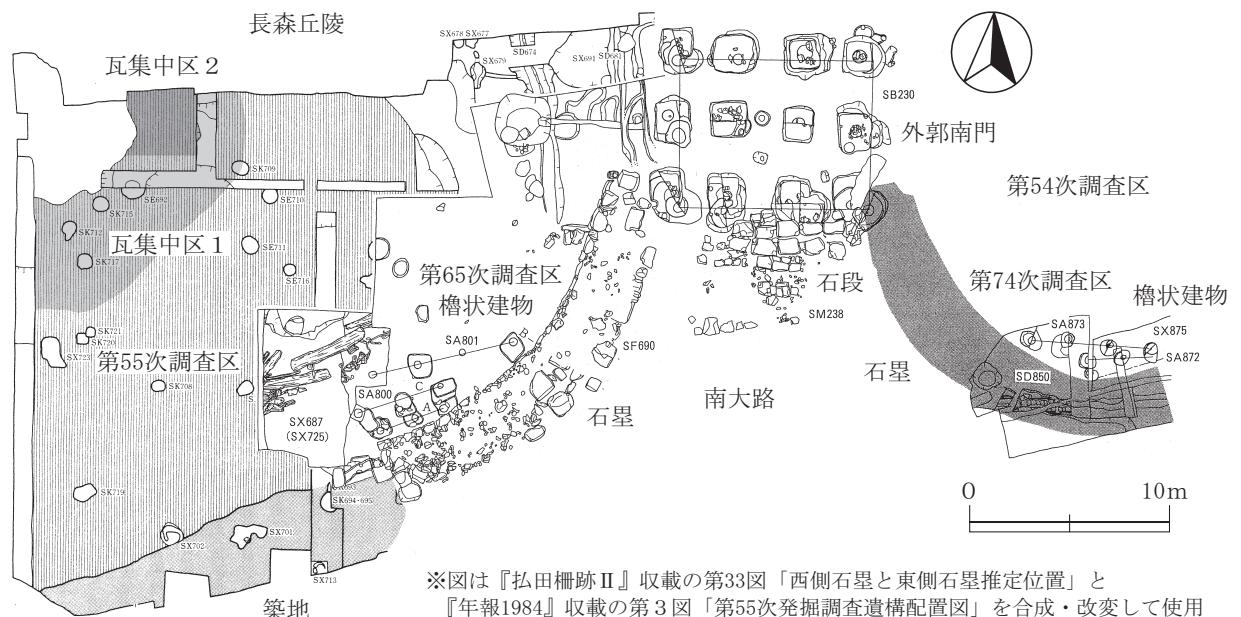
上左：第55次調査区の瓦出土状況

（南→、第6図瓦集中区2）

約3m四方の範囲から27点の瓦が出土。瓦1点あたりの重量は544gであり、完形に近いもの、大破片が集中していることが分かる。外郭南門は東約20m地点に位置する。

写真3 整備された外郭南門周辺の状況（南東→）

整備は創建時の姿を復元。南門は門柱のみを立体表示。石壙は高さ1.8~2.4m（基底幅3.3~3.6m）に復元しているが、当時の高さは不明。ちなみに外郭線材木塀の地上高は3.6m。創建時の両石壙の上には櫓状建物が置かれていた。



第6図 外郭南門跡周辺の遺構配置と瓦集中区

全地区平均は157gであるが（第5表参照）、本地区では271gとなり、うち南門西側の第55次調査では314g（52点）、南門東側の第54次調査で315g（9点）、同第74次調査では318g（11点）を計測する。瓦が最も集中的に出土しているのは第55次調査区であり、特にまとまりが見られるのは、調査区北西隅部の約10m四方の範囲内から44点出土している（第6図瓦集中区1）。なお、全体形状の明確な平瓦（第1図1）と丸瓦（第3図10）は共に、第6図・写真2瓦集中区2内出土である。

（10）外柵南門跡周辺地区〔J区〕 第7・10・44・92・93次調査区

56点出土。南門跡近辺に集中し、第92次調査区では出土38点のうち、南門跡西側4点、北側（南大路南端）6点、その他28点は南門跡東側隣接地（外柵材木塀近辺）にまとまる。このなかで南門跡東側の材木塀（SA1027）掘形内からの3点出土が特筆されよう。うち1点は第4図15に示した。外柵材木塀は創建時に建てられたことが材木の年輪年代測定結果（西暦801年）から判明しており、瓦が創建段階に持ち込まれていることが確認できる事例である。一方で外柵で囲まれた内側を流れる河川跡（SL1035）からは3点の瓦が出土しているにすぎない。

（11）その他の地区〔K・L区〕

K区は外柵南東部（第131次調査J区）、L区は真山丘陵部南東側（第8次調査区）であり、各1点のみの出土である。後者は旧仙北町歴史民俗資料館建設に伴う調査時出土である。

（12）出土瓦の接合関係

出土した瓦は同じ調査区内で数点が接合する場合もあるが、以下に紹介する2件は長距離間で接合事例である。

① I区の外郭南門西脇（第55次調査区）とD区の政庁西側（第118次調査区）である（第4図16）。両者は約190m離れて接合した。

② I区の外郭南門西脇（第55次調査区）とH区の外郭東門北側（第9次調査区）、外郭東門西側（第68次調査区）の3点が接合した。両門間は約420m離れている。

（13）小結

地区毎の分布・出土状況は上記のとおりであり、要点を整理すると大きく2点に集約される。

①瓦は創建直前段階には払田柵に持ち込まれていること。

②瓦の分布は、出土量と破片の大きさ（重量）や接合状況も加味するとI区の外郭南門近辺に最も集中し、ここから他地区へ二次的に移動した可能性が高いこと。

3 瓦は外郭南門の屋根に葺かれていた

前項までの情報を総合すれば、払田柵の瓦は創建期の外郭南門屋根に葺かれていたとしか考えられない。しかも、創建に伴い人為的に埋められた竪穴建物内や外柵材木塀の布掘り溝内から瓦が出土している事実は、外郭南門に瓦を葺く過程において生じた欠損品等が創建直前段階に既に意図的かつ広域に移動した結果であることを示す。

瓦の出土は、各1点のK・L区を除くと長森地区（A～I区）と外柵南門跡周辺地区（J区）に限定される。瓦が埋蔵されている地区を仮に、長森地区（長森丘陵を囲む外郭内、約163,000m²）と外郭南門～外柵南門間の南大路周辺地区（南北約250m×東西約150m）とすると、概算面積は約200,000m²となる。現在と同比率で瓦が埋蔵されていると仮定すれば、その推定量は539.6kgで瓦約180枚分と

なる⁽¹³⁾。未調査区内に多量の瓦を包含する土坑（瓦溜め）等が検出される可能性は否定はできないものの、それを加えたとしても、桁行9.4m、梁行7.0mの規模を有する掘立柱式八脚門⁽¹⁴⁾である外郭南門（SB230）の屋根を覆うにはあまりにも少なすぎる。これは秋田城跡外郭線南辺の築地が検出された第29次調査で、築地屋根から落下した多量の瓦を計量分析した結果⁽¹⁵⁾、築地の片屋根（棟から軒先までの長さを1mと仮定）のみ、かつ幅3mの範囲内で100枚（平瓦約60枚、丸瓦約40枚）も瓦が葺かれていたことからも明らかである。

それでは外郭南門の屋根はどのような姿であったのか。官衙建物跡の調査事例や絵巻物（写真4・5）等から類推すれば、棟上にのみ瓦を積み上げる熨斗棟あるいは甍棟のような景観であったことになろう⁽¹⁶⁾。

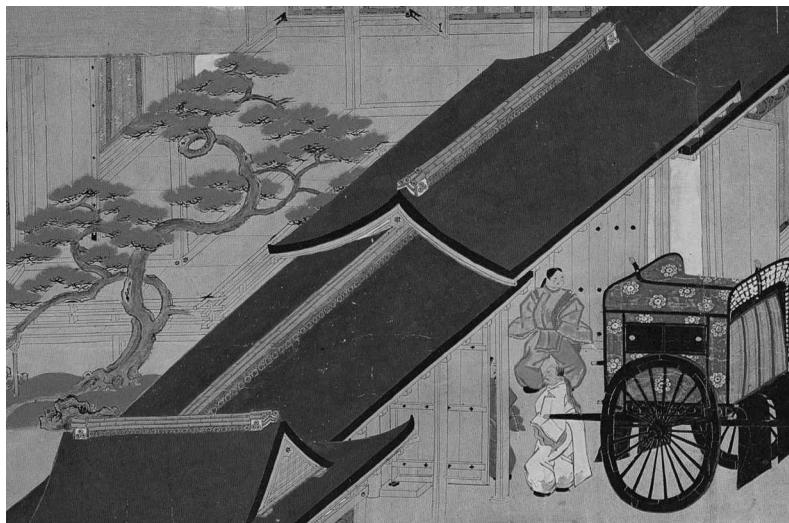


写真4 屋根の棟飾りに瓦が
描かれている絵巻物(1)

『石山寺縁起』卷四の十四紙より転載。石山寺縁起は正中年間（1324～26）の作とされるが、図版解説には、卷四是室町時代の補写とする。

小松茂美1988『石山寺縁起』
日本の絵巻16 中央公論社



写真5 屋根の棟飾りに瓦が
描かれている絵巻物(2)

『年中行事絵巻』卷三の十五・十六紙より転載。『年中行事絵巻』は後白河法皇（1127～92）の要望によって1165年前後に描かれたとされる。同絵巻には卷一の四・五紙、四十一～四十三紙、卷四の二十五・二十六紙などにも棟飾り瓦が見られる。

小松茂美1987『年中行事絵巻』
日本の絵巻8 中央公論社

おわりに

創建段階の外郭南門周辺は、払田柵内で最も「飾られた場」であると言える。正門である外柵南門をくぐり、幅員9m程の大路を北進し、幅7~9mの河川に架かる橋を渡り外郭南門に至る。南門の戸口に立つためには少なくとも5段の石段を登らなくてはならない。南門の両脇には大路側に張り出すように流麗なカーブを描く石垣（石壙）が威圧的な存在感をもって位置する。両石壙の上には櫓状建物が設置される。櫓はその機能上、区画施設の前面（外側）に柱を張り出させるのが通例であるが、ここでは石壙の上に内側から乗りかかる構造を探る⁽¹⁷⁾。このことは外観を強く意識した設計と想定される。そして、石壙の先は丘陵部を囲む築地塀が接続する（第6図）。

さらに、外郭南門の東南東側約50mに位置する掘立柱建物跡は、南側に庇を伴う政庁正殿を模したような造りである。建物の位置や規模、出土遺物から、ここは創建段階において蝦夷に対する饗給を担っていた場であった可能性が高い⁽¹⁸⁾。

801年頃に創建された払田柵は、当時どのような名称が冠されていたのか、未だに不明である。しかし、日本国威信をかけて建設された城柵の一つであることは明白である。城柵官衙の設置が、「可視的な権威誇示が地方支配を行うにあたって重要であった」とする指摘⁽¹⁹⁾に従えば、まさしく払田柵の外郭南門周辺の諸施設は、これに呼応したものであり、瓦葺きの門建設も可視的な舞台装置の一つとして計画され、実行に移されたものと見ることができるのである。

〔謝辞〕本稿が成る契機には、大橋泰夫氏（島根大学法文学部教授）からの刺激があったことを記しておかなければならぬ。同氏は2009年5月に払田柵跡調査事務所にて出土瓦をつぶさに実見された。その際の多くの教示が本稿執筆に向かわせた最大の要因である。感謝いたします。また、秋田城跡の情報については伊藤武士氏（秋田市教育委員会秋田城跡調査事務所）に、払田柵跡の過去の調査や整備に係る情報については山崎文幸氏（大仙市教育委員会文化財保護課）から提供を受けました。御礼申し上げます。

註、引用・参考文献

- 1 秋田県教育委員会1975~2010『払田柵跡調査事務所年報1974~2009』、2009年度まで36冊刊行
正報告書は、秋田県教育委員会1985『払田柵跡I－政庁跡－』、秋田県教育委員会1999『払田柵跡II－区画施設－』、秋田県教育委員会2009『払田柵跡III－長森地区－』の3冊、また払田柵跡についての情報は、払田柵跡ホームページでも公開している。<http://www.pref.akita.jp/hotta/index.html>
- 2 たとえば、新野直吉・船木義勝1990『払田柵の研究』文献出版／熊田亮介1997「雄勝城と払田柵跡」『あきた史記－歴史論考集』4／鈴木拓也1997「払田柵と雄勝城に関する試論」『東北文化研究室紀要』第38号など
- 3 『払田柵跡調査事務所年報』のなかの「調査成果の普及と関連活動」に「報告・発表」として集録。2009年度では、「払田柵跡－城柵の役割とその変化－」『第1回ふるさと考古学セミナー』（秋田県埋蔵文化財センター主催）／「発掘された払田柵跡－35年間の調査成果と今後の課題－」『古代城柵と蝦夷』講演会（秋田県埋蔵文化財センター主催）／「払田柵跡と大鳥井山遺跡」『国史跡へ大鳥井山遺跡』公開講座（横手市教育委員会主催）など
- 4 秋田城跡周辺で瓦が出土しているのは、隣接する秋田市後城遺跡と同市長岡遺跡・北野Ⅲ遺跡、潟上市（旧昭和町）羽白目遺跡である。生産遺跡では秋田市新城窯跡群に属する大沢窯跡I・谷地II遺跡とその南側に

立地する古城廻窯跡で須恵器と共に瓦を焼成していることが確認されている。瓦出土遺跡は秋田城跡より北側に位置しており、最も遠い羽白目遺跡は秋田城跡の北北東約13kmである。

秋田市教育委員会2002『長岡遺跡』／秋田市2001「古代の遺跡」『秋田市史 第七巻 古代史料編』

なお、新屋浜古墳（秋田市新屋）は1930年に木棺が確認され、『秋田県の考古学』によれば、木棺の「付近から、後に男瓦も発見されており、これは秋田城使用の瓦と思われる」と記されているが、瓦は現存せず、詳細不明である。奈良修介1967「有史文化」『秋田県の考古学』吉川弘文館

5 払田柵跡周辺で瓦が出土しているのは、近接する美郷町厨川谷地遺跡・森崎II遺跡のみで（両者の出土位置は第5図参照）、前者2点、後者1点にすぎない。厨川谷地の2点は旧河川内出土であり、正格子叩きの平瓦である。瓦の特徴から両者とも払田柵から持ち込まれたと判断される。

秋田県教育委員会2005『厨川谷地遺跡』／美郷町教育委員会2008『城方小屋遺跡 森崎II遺跡』

6 横手市出土の瓦出土地は雄物川町十三塚遺跡と伝金沢地区（横手市金沢公民館保管）である。前者は丸瓦・平瓦各1点。後者は軒丸瓦1点、丸瓦2点、平瓦2点である。なお、十三塚遺跡は払田柵跡の南西約23.5km、金沢地区（金沢城跡までとして）は南に約11kmである。

島田祐悦2007「十三塚遺跡」『横手市史 資料編考古』／島田祐悦2007「収蔵資料紹介 ①兵部ヶ沢遺跡・長谷堂遺跡出土の土偶 ②伝金沢地区出土の古代瓦」『平成18年度横手市郷土資料館紀要』第2集

7 由利本荘市内でも古代の瓦が採集されたとの情報もあったが、由理柵・駿研究会の小松正夫氏によると、出土地不詳であるとの教示を得た。

8 秋田県内の瓦を対象とした論考は次のとおり。

奈良修介1958「秋田城址出土の文様瓦」『秋田考古学』第11号／上法香苗1958「秋田城址の瓦類について」『秋田考古学』第11号／高橋一夫1965「羽白目遺跡出土の布目瓦について」『秋田考古学』第25号／小松正夫1976「秋田城跡出土瓦について」『東北考古学の諸問題』／小松正夫1987「秋田城跡の瓦」『第13回古代城柵官衙遺跡検討会資料』／戸田有二1994「官衙に於ける瓦葺の終末—出羽国・陸奥国を中心として—」『古代官衙の終末をめぐる諸問題』第3回東日本埋蔵文化財研究会／利部 修1994「払田柵跡の平瓦渦巻文考」『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』 第9号／佐川正敏1999「古代出羽国秋田城の積み上げ技法成形台一本造り軒丸瓦の研究」『東北文化研究所紀要』第31号 東北学院大学

9 広端・狭端の用語は、森郁夫2001『瓦』ものと人間の文化史 法政大学出版局による。

10 秋田城は最北の古代城柵であり、文献上では天平5（733）年、秋田「出羽柵」として創建される。天平宝字年間（760年頃）には「秋田城」として改修され、外郭区画施設と政庁域は10世紀中頃まで存続する。区画施設は創建から終末まで5時期、政庁域は7時期の変遷が確認されている。瓦は創建期（外郭I期）と8世紀末～9世紀初頭の大改修期（同III期）に認められる。前者は、外郭築地壝（基底幅2.1m）と政庁区画施設である築地壝（基底幅1.2m）の屋根に葺かれていた。外郭築地壝に接続する東門（八脚門）も本瓦葺屋根として復元され（写真6）、政庁築地壝に取り付く東門（棟門）も同様である。

伊藤武士2006『秋田城跡』同成社

11 平瓦と丸瓦が組み合わせられて屋根全体を覆う葺き形を指す（註9文献）。

12 瓦質土器は、その器質・文様などから「渤海産の可能性がある」ともされたが、今まで当否の確認はなされていない。秋田県教育委員会2004『払田柵跡 第122次～124次調査概要』

13 A～J区の調査面積（34,883m²）、A～J区の出土瓦重量（94.119kg）であることから、34,883 : 94.119 = 200,000 : X、X=539.6kg、瓦1枚を3kgとして、539.6 ÷ 3 = 179.87 ≈ 180枚となる。

14 外郭南門は4時期（A～D期）の造営がある。創建段階（A期）の柱穴掘形は一部しか確認できず、柱間距離での規模は不明であり、本文中に表示の規模は2時期目（B期）の数字である。創建期の南門は、柱穴掘形が一辺1.5～1.6mの方形、径0.65mの柱痕跡が残る。柱穴掘形・柱痕跡は4時期のうち創建段階が最も規模が大きい。秋田県教育委員会1999『払田柵跡II－区画施設－』

- 15 秋田城跡発掘調査事務所1981「第29次調査」『昭和55年度秋田城跡発掘調査概報』
- 16 写真4・5以外にも絵巻物には棟上にのみ瓦を積み上げる例が多く描かれている。たとえば、『一遍上人絵伝』には、一遍が京に上る前に伊豆国三島社（神社）に立ち寄るが、鳥居の先に並ぶ一連の社殿には檜皮葺き屋根の棟上に瓦が描かれている（卷六の三紙）。
- 小松茂美1988『一遍上人絵伝』日本の絵巻20 中央公論社
- 17 門両脇の区画施設上に櫓状建物が設置されるのは、外郭四門の共通点である。しかも創建期のみは、全てが乗りかかる構造、すなわち区画施設を跨がない景観を示し、第Ⅱ期以降は全てが区画施設を跨ぐのである。ここからも創建期は外観を重視した設計であったと想定されるのである。
- 秋田県教育委員会2006「検出遺構の再検証—外郭線上に設置された櫓状建物及び材木塀の再検討」『払田柵跡調査事務所年報2005』
- 18 本建物を構成する柱穴から「小針部公調米五斗」と記された木簡が出土している。「調」は税のひとつで、出羽・陸奥の調庸物は京に納めるのではなく、蝦夷対策用に自国内に留め置くことが規定されている。従つて「調米」とは、蝦夷への饗給用の食料として用意された米を指す。また、建物周辺からは「厨」の墨書き器も数点見つかっており、本建物内あるいは周辺で蝦夷に対する饗宴が行われていたと考えることができる。
- 19 大橋泰夫2010「地方官衙創設期の瓦葺建物について」『比較考古学の新地平』同成社



写真6 整備された秋田城跡外郭東門全景と屋根瓦復元施工状況

天平5（733）年に創建された当時の姿に復元。創建期には軒丸瓦・軒平瓦は未確認であることから、丸瓦・平瓦・熨斗瓦のみで復元。丸瓦の端部には漆喰を詰めて施工している。